

生活習慣病の重症化予防通知について

－ 健診後のフォローアップを実施します －

全国市町村職員共済組合連合会による各共済組合の平成28年度分健診データ分析において、当組合は生活習慣病に繋がるリスクが高い肥満（メタボ）の割合が全国で13番目と平均より高くなっています。

そのため、糖尿病等生活習慣病の重症化予防対策として、平成29年度健診等の結果により生活習慣病の重症化リスクが高い方を対象に、医療機関への受診をお勧めする通知を送付します。

【早急に生活習慣の改善が必要な方】

情報提供の通知を送付しますので医療機関での受診をお願いします。

さらに、ご希望の方は保健指導等のフォローアップが受けられます。

【上記以外の方で生活習慣の改善が必要な方】

情報提供の通知を送付しますので、医療機関での受診をお願いします。

※平成29年度の健診等の結果により通知するため、すでに医療機関を受診し数値が改善されている方にも通知される場合があります。



セルフメディケーション税制 〔医療費控除の特例〕について



セルフメディケーション税制とは、2017年1月1日から2021年12月31日までの5年間、健康の維持増進および疾病予防への取組として一定の取組（事業主健診、特定健康診査、人間ドック健診、がん検診、予防接種等）を行う方について、スイッチOTC医薬品の年間購入金額が12,000円を超えた場合、その超えた部分の金額（上限金額 88,000円）が所得控除の対象となる制度です。

このセルフメディケーション税制は医療費控除の特例であるため、従来の医療費控除との選択適用となり、セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、従来の医療費控除は受けられませんのでご注意ください。

インフルエンザ予防接種助成および セルフメディケーション税制に関する訂正について（お詫び）

「いばらき共済」平成30年9月号（No.313）15ページに掲載しましたインフルエンザ予防接種助成事業およびセルフメディケーション税制のご案内で誤りがありましたので訂正します。

<インフルエンザ予防接種に係る添付書類>

- 領収書（写）……………誤
- 領収書（原本または写しに所属所長の原本証明を付したのもの）……正

※インフルエンザ予防接種助成事業の取扱いは従来どおりで変更ありません。

<セルフメディケーション税制>

- インフルエンザ予防接種費用は、この制度の対象になります。……………誤
- インフルエンザ予防接種は、この制度の適用を受けるための要件である「健康の保持増進および疾病予防への取組み」に該当します。（ただし税控除の対象になるものではありません。）……正



お問い合わせ先 医療健康課（健康増進係） TEL 029-301-1413